

ビオトープ管理士継続教育

— 参加の手引き —

『ビオトープ管理士継続教育』は
平成29年度から始まる新しい制度です。

「ビオトープ管理士」のみなさまの
自己研鑽活動の実績を証明します。

はじめに

平成9年の資格制度創設から20年を経て、ピオトープ管理士は1万人を突破。その存在感の高まりとともに、社会における責任はますます大きくなりました。そのようななか、より高い専門能力と倫理観を持って公益に貢献していけるよう、各々にピオトープ管理士としての資質の維持・向上が求められており、またその結果が誰にでも分かるよう、客観的に評価するしくみが必要とされています。

たとえば、ピオトープ管理士の資格はお陰をもちまして、環境省や国土交通省、農林水産省や各地の地方自治体、公的企業において入札資格に用いられるなど、近年はさまざまな方面でご活用いただけるようになりました。しかし一方では各種の資格全般の方向性として、資質の維持・向上のための継続教育を重視し、その実績のデー

タを活用する動きが広がりつつあります。ピオトープ管理士に関わりの深い分野においてもそれは同様です。

そこでこのたび当協会では、ピオトープ管理士が自らの能力の開発に資する活動を継続的に行うことを推進するため、また、その状況を社会に明示するためのしくみとして、「ピオトープ管理士継続教育」の制度を創設いたしました。これはみなさまに特別な何かを課すようなものではなく、普段みなさまがなされている自己研鑽の活動を、目に見えるかたちで表そうとするものです。

ピオトープ管理士の資格をお持ちのみなさまにはぜひこの制度をご活用いただき、自然と伝統が共存した美しいまちづくり・くにづくり、持続可能な社会づくりに向け、さらなるご活躍をいただければ幸いです。

目次

3	制度の概要
	制度の目的
	手続きのながれ
	手数料など
	会員への対応など
4	参加者の登録
	参加は任意です
	申し込みの方法
	参加登録手数料
	各種書類の送付先
5	ご確認ください
	参加登録証を送付します
	登録内容の変更
	各種手数料の振込先
6	ポイントの取得と登録申請
	「継続教育ポイント」とは
	ポイントの取得(計算方法)
	ポイントの登録申請
	申請期限は4月30日
7	ポイントになる自己研鑽活動の内容
	公式サイトは要チェック
8	証明書の交付
	ご活用ください
	お求めの方法
	証明書交付手数料
	ご確認ください
	過去3年度分を証明
9	〔書式1〕参加登録申込書
10	〔書式2〕継続教育ポイント登録申請書
11	〔書式3〕証明書交付請求書
12	〔別表〕自己研鑽活動の形態・内容とポイント単位・上限値

制度の概要

制度の目的

「ビオトープ管理士継続教育」の制度は、当協会の認証するビオトープ管理士が、自らの能力の開発に資する活動(自己研鑽活動)を継続的に行うことを推進するとともに、その状況を社会に明示することを通じて、ビオトープ管理士の知識、技術の維持・向上を図り、自然と伝統が共存した美しいまちづくり・くにづくり、持続可能な社会づくりに寄与することを目的とします。

手続きのながれ

ステップ① 参加者として登録する



P 4. 9

この制度への参加は、あくまで任意です。強制や義務ではありません。

任意のため、まずは「参加者の登録」が必要です。そのためのお手続きをお願いいたします。

ステップ② ポイントの登録を申請する



P 6. 10. 12

参加者の自己研鑽の活動が、「継続教育ポイント」になります。

証明書に反映させるため、必ず“ポイントの登録”を申請してください。自己申告制です!

ステップ③ 証明書を請求する



P 8. 11

業務の発注者に提出する、就職活動でのアピールに使うなどの必要に応じて、継続的に自己研鑽活動をしていることの証明書(過去3年度分)をお求めいただけます。

証明書は継続教育ポイントを用いたもので、(公財)日本生態系協会の公式の文書です。

手数料など

「参加登録」と「証明書」の交付のときのみ



費用は、最初の参加者登録の際の手数料と、証明書の交付の際の手数料のみです。

ポイントの登録料や管理料、年度毎の登録更新料といったものは必要ありません。

会員への対応など

いくつかメリットがあります



当協会の個人会員や日本ビオトープ管理士会の正会員は、手数料がお安くなります。

また、当協会が主催するものや、日本ビオトープ管理士会とその支部との共催の研修会などには、取得できるポイントが一般とは異なるものがあります(特別認定ポイント)。

参加者の登録

まずは
参加者として
ご登録ください

参加は任意です

ビオトープ管理士継続教育の制度には、ビオトープ管理士として認証された方のみご参加いただけます。

参加はあくまで任意です。強制や義務ではありません。

ビオトープ管理士の資格には更新制度はありませんが、合格し認証されたあとの自己研鑽が重視されています。この制度は、そのみなさまの活動を目に見えるかたちで表そうとするものであり、特別な何かを新たに課すものではありません。

なお、参加はいつでも始めることができます。ただし、年度を遡っての「ポイントの登録」はできませんので(6ページ)、お早めにご登録ください。

申し込みの方法

『参加登録申込書』を、ビオトープ管理士係(本ページ下)までお送りください。郵送およびファクスにて受け付けます。

参加登録申込書は、9ページのものをごコピーしてお使いください。

参加登録手数料

参加登録申込書の作成にあたっては、まず下記の手数料を、「各種手数料の振込先」(右ページ下)にお振り込みください。

- ・(公財)日本生態系協会の個人会員※1 1,000円
- ・日本ビオトープ管理士会の正会員※2 1,000円
- ・上の2つにあたらぬ方 5,000円

※1 「エコネット会員」とは異なります。ご注意ください。

※2 企業・団体会員を通じての正会員を含みます。

『参加登録申込書』や
『継続教育ポイント登録申請書』と
その添付書類、
『証明書交付請求書』、
『変更届』は、
この窓口にお送りください。

なお、上記の書類は、
後々における本人確認のため
“手書き”でご記入ください。

各種書類の送付先

郵送の場合

(公財)日本生態系協会 ビオトープ管理士係
〒171-0021
東京都豊島区西池袋2-30-20 音羽ビル
TEL 03-5954-7106

ファクスの場合

(公財)日本生態系協会 ビオトープ管理士係
FAX 03-5951-0246

ご確認ください

「当協会の個人会員」「日本ビオトープ管理士会の正会員」とは、参加者の登録をお申し込みいただく時点において会員であることを言います。

当協会の個人会員として登録のお申し込みがあった場合は、会員データと照合します。また、日本ビオトープ管理士会の正会員として登録のお申し込みがあった場合は、会員データとの照合を日本ビオトープ管理士会に依頼します。お申し込みにあたっては、その旨をご承知ください。

ご自身が会員であるか否かは、それぞれの事務局にお尋ねください。

参加登録証を送付します

参加者としての登録の手続きが完了した方には、『参加登録証』をお送りします。大切に保管してください。

※平成29年4月の受付分については、5月の連休明けに、一斉にお送りします。予めご了承ください。

登録内容の変更

参加者としての登録は恒久的なものとなります。一度ご登録いただければ、更新等の手続きは必要ありません。

なお、新たな級・部門での認証、移転や転職、改姓などにより、当初の登録内容に変更が生じた場合は、『変更届』をご提出ください。書式は公式サイトでダウンロードできます。

「参加登録手数料」や「証明書交付手数料」は、この口座にお振り込みください。

各種手数料の振込先

ゆうちょ銀行 振替(旧郵便振替)

口座番号 00160-9-354685

加入者名 (公財)日本生態系協会 ビオトープ管理士係

他行からのゆうちょ銀行への振込

店名 〇一九店

預金種目 当座預金

口座番号 0354685

口座名義 (公財)日本生態系協会 ビオトープ管理士係

ポイント の取得と 登録申請

1年度につき**30ポイント**
以上の取得を推奨します
「ポイント」の登録申請を
お忘れなく!

※4 この制度は平成29年度から始まります。よって、ポイントの登録申請も平成29年度分から受け付けます。

※5 書式『継続教育ポイント登録申請書』に「形態」「分野」「視点」をご記入いただきます。自己研鑽活動とするものの内容が、求められるものと合致しないと思われる場合は、担当より確認の連絡を差し上げます。また、活動への参加状況や内容を主催者などに確認することがあります。

「継続教育ポイント」とは

「継続教育ポイント(以下、ポイント)」は、内容とそれにかけた分量から、自己研鑽活動の実績を数値で表すものです。

あくまで自己研鑽であり、形態や分野もさまざまなものが認められますので、ご自身のペースでポイントの取得を進めることができます。

ポイントの取得(計算方法)

自己研鑽活動を行ったことをもって、ポイントを取得したものとします。巻末の別表にある「ポイント単位」に、それに関する分量(時間、件数、冊数など)をかけた積が、その活動によって取得したポイント数となります。

なお、当協会では目安として、1年度内(4月1日から翌年の3月31日まで)に合計30ポイント以上の取得を推奨します。

ポイントの登録申請

ポイントは、取得したままでは活かされません。データとして蓄積され証明書に反映されるよう、忘れずに「継続教育ポイントの登録申請」をしてください。手数料はいただきません。

ポイントの登録申請は自己申告制です。

年度末などの機会にまとめて申請しても、複数回に分けて申請しても、1件ごと申請しても構いません。

お送りいただくもの

- 継続教育ポイント登録申請書(10ページ)
- 記入した自己研鑽活動の、証拠となる書類 ※3
たとえば、参加証明書や受講料の領収書、講演依頼書、記事、論文、表彰状、認定証などのコピー。

※3 原本は5年間、保管してください。

上記の書類を、ピオトープ管理士係(4ページ下)までお送りください。郵送およびファクスにてお受けいたします。

申請期限は4月30日

ポイントの登録申請は、その自己研鑽活動を行った年度内においてのみ有効です(ただし、申請期限は原則、年度が明けた4月30日とします)。

たとえば、平成29年度(2017年度)に取得したポイントの登録申請は、平成29年(2017年)4月1日から平成30年(2018年)4月30日まで申請することができます。 ※4

けんさん ポイントになる自己研鑽活動の内容

ポイントとして認められる自己研鑽活動の「形態」や「分野」は、おおむね以下のとおりです。研鑽の内容については「視点」を重視してください。

ポイント単位や上限値などの詳細は、巻末の別表『自己研鑽活動の形態・内容とポイント単位・上限値』でご確認ください。

形態 ※5

- 参加学習型
 - ・研修会、シンポジウム、自然観察会…などへの参加
- 情報提供型
 - ・論文の発表、図書執筆、講演、自然ガイド…など
- 実務学習型
 - ・業務経験のうち、成果を挙げたもの(受賞)…など
- 技術協力型
 - ・技術検討会の委員、論文の査読…など
- 自己学習型
 - ・専門図書・技術図書での学習、資格の取得…など
- 社会貢献型
 - ・公的機関の委員会、業務外のビオトープづくり…など

分野 ※5

- 基礎分野
 - ・試験科目「生態学」に関するもの
 - ・試験科目「ビオトープ論」に関するもの
 - ・試験科目「環境関連法」に関するもの
 - ・技術者倫理
 - ・マネジメント、コミュニケーション
- 専門分野
 - ・試験科目「計画部門」に関するもの
 - ・試験科目「施工部門」に関するもの

視点 ※5

- 生物多様性への関与
 - ・ビオトープ管理士は、自然環境に常に興味を持ち、新しい知識の習得、応用を通じ、生物多様性の保全や再生に貢献できるよう、その能力の維持・向上に努めることが求められます。
- 技術者倫理の徹底
 - ・現代のような高度技術社会においては、技術者の職業倫理はとても重要です。ビオトープ管理士は倫理に照らして行動し、技術の利用が公益を害することのないよう努めることが求められます。
- 社会環境の変化への対応
 - ・ビオトープ管理士は、社会環境の変化、国際的な動向、そして、それらによる技術者に対する要請の変化や法の施行、改正に目を配り、柔軟に対応できるよう努めることが求められます。
- 技術者としての判断力の向上
 - ・ビオトープ管理士は、経験の蓄積に応じて視野を広げ、業務の遂行にあたり適確な判断ができるよう、判断力、マネジメント力、コミュニケーション力の向上に努めることが求められます。

公式サイトは要チェック

当協会が主催するものや、日本ビオトープ管理士会とその支部との共催の研修会など当協会が認定したものには、ポイント単位が一般とは異なるものがあります(特別認定ポイント)。

どのようなものが認定されているのか、ポイント単位がいくつになるのかなどの詳細は、ビオトープ管理士の公式サイトでご確認ください。 <http://www.biotop-kanrishi.org>

証明書 の交付

お求めにより
証明書を交付します

※6 参加者として登録してから3年度を経ている場合は2年度分、2年度を経ている場合は1年度分の証明となります。
なお、この制度は平成29年度から始まりますので、証明書の発行は平成30年度からとなります。

ご活用ください

参加者ご本人からの請求により、『ビオトープ管理士継続教育証明書』を交付します。業務の発注者に提出する、就職活動でのアピールに使うなど、必要に応じてお求めください。

証明書には、ビオトープ管理士の資格の種類や認証番号のほか、対象期間内に取得した継続教育ポイントの合計、その内訳(基礎・専門の分野別、形態別)などが記載されます。※6

お求めの方法

『証明書交付請求書』(11ページ)を、ビオトープ管理士係(4ページ下)までお送りください。郵送およびファクスにて受け付けます。

証明書は、お求めから1週間程度でお届けいたします。

証明書交付手数料

証明書交付請求書の作成にあたっては、まず下記の手数料(1部あたり)を、「各種手数料の振込先」(5ページ)にお振り込みください。

- ・(公財)日本生態系協会の個人会員※7 500円
- ・日本ビオトープ管理士会の正会員※8 500円
- ・上の2つにあたらぬ方 1,000円

※7 「エコネット会員」とは異なります。ご注意ください。

※8 企業・団体会員を通じての正会員を含みます。

ご確認ください

「当協会の個人会員」「日本ビオトープ管理士会の正会員」とは、証明書をお求めいただく時点において会員であることを言います。

当協会の個人会員としてお求めがあった場合は、会員データと照合します。また、日本ビオトープ管理士会の正会員としてお求めがあった場合は、会員データとの照合を日本ビオトープ管理士会に依頼します。お求めにあたっては、その旨をご承知ください。

過去3年度分を証明

前年度までの過去3年度分を証明します。※6

たとえば、平成32年度(2020年度)の7月24日にお求めになった場合、証明書に記載される内容は、平成29年度(2017年度)から平成31年度(2019年度)までのものとなります。

ビオトープ管理士継続教育 参加登録申込書

申込者 参加登録のお申し込みをする時点での
情報をご記入ください。

申込日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

フリガナ

氏 名

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 認証されている「ビオトープ管理士」の級・部門

自宅住所 〒 _____

認証番号

1級ビオトープ計画管理士 _____

認証番号

1級ビオトープ施工管理士 _____

認証番号

固定電話 _____ - _____ - _____

2級ビオトープ計画管理士 _____

認証番号

携帯電話 _____ - _____ - _____

2級ビオトープ施工管理士 _____

e-mail _____

以下、該当するものを選択してください。(照合します)

所属先 _____

(公財)日本生態系協会の個人会員 ※1

日本ビオトープ管理士会の正会員 ※2

上の2つにあたらぬ

参加登録手数料の振込確認

この参加登録申込書の作成にあたっては、予め、参加登録手数料の振り込みを済ませておく必要があります。

振込の領収書・証明書

ここに、参加登録手数料を振り込んだ際の領収書・証明書の類を、のりで貼ってください。実物を会社の経理に提出しなければならない場合などには、実物ではなくコピーでも構いません。後日、銀行から通知される振込情報と照合します。

はがれ落ちないように、しっかりと貼ってください。貼る向きは、タテ・ヨコを問いません。また、必ずしも全面にのりを塗る必要はありません。サイズが合わず用紙からはみ出た場合は、はみ出た部分を折り畳んでください。

インターネットで振り込んだ場合は、「誰が」「いつ」「いくらのお金を」「どの口座に振り込んだのか」が分かる画面(詳細の照会ページ、振込後の通知メールなど)を印刷し、この用紙にホチキスでとめるなどして添付してください。ご本人の口座の残高が見えてしまう場合は、その部分を黒く塗り潰してください。

参加登録手数料

- ・(公財)日本生態系協会の個人会員※1 1,000円
- ・日本ビオトープ管理士会の正会員※2 1,000円
- ・上の2つにあたらぬ方 5,000円

参加登録手数料の振込先

ゆうちょ銀行 振替(旧郵便振替)

口座番号 00160-9-354685
加入者名 (公財)日本生態系協会 ビオトープ管理士係

他行からのゆうちょ銀行への振込

店 名 〇一九店
預金種目 当座預金
口座番号 0354685
口座名義 (公財)日本生態系協会 ビオトープ管理士係

※1 「エコネット会員」とは異なります。ご注意ください。 ※2 企業・団体会員を通じての正会員を含みます。

ビオトープ管理士継続教育 継続教育ポイント登録申請書

ポイント
の取得と
登録申請

申請者

枠内の各項目にご記入ください。

フリガナ

申請日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

氏名

参加者登録証の整理番号 _____

自宅住所 〒 _____
(送付先)

固定電話 _____

携帯電話 _____

e-mail _____

名称 (イベント名、書籍名など)	期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	時間	時 分 ~ 時 分	
主催者など	形態	型 ※1	
	分野	分野() ※2	
自己研鑽の内容 (あなたは何をしたのか)	視点	※3	
	区分番号	ポイント単位	分量
	※4	※5	※6
		×	=
			単価×分量 (取得したポイント) ※7

名称 (イベント名、書籍名など)	期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	時間	時 分 ~ 時 分	
主催者など	形態	型 ※1	
	分野	分野() ※2	
自己研鑽の内容 (あなたは何をしたのか)	視点	※3	
	区分番号	ポイント単位	分量
	※4	※5	※6
		×	=
			単価×分量 (取得したポイント) ※7

名称 (イベント名、書籍名など)	期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	時間	時 分 ~ 時 分	
主催者など	形態	型 ※1	
	分野	分野() ※2	
自己研鑽の内容 (あなたは何をしたのか)	視点	※3	
	区分番号	ポイント単位	分量
	※4	※5	※6
		×	=
			単価×分量 (取得したポイント) ※7

- ※1~3 「形態」「分野」「視点」を、7ページの「ポイントになる自己研鑽活動の内容」を参照しご記入ください。なお、この書式の記入見本は、ビオトープ管理士の公式サイトでご覧いただけます。
- ※4、5 別表『自己研鑽活動の形態・内容とポイント単価・上限値』のとおりご記入ください。なお、ポイントの登録申請は原則、その自己研鑽活動を行った年度内においてのみ有効です。詳細は6ページをご覧ください。
- ※7 ポイント単位(※5)と分量(※6)の積をご記入ください。なお、ポイントは上限値を超えた場合、上限値までが有効となりますので、ご注意ください。(参照:別表『自己研鑽活動の形態・内容とポイント単価・上限値』最下部)

ビオトープ管理士継続教育 証明書交付請求書

請求者 証明書をお求めの時点での情報をご記入ください。

フリガナ
氏 名

請求日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

参加者登録証の整理番号 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 認証されている「ビオトープ管理士」の級・部門

自宅住所 〒 _____ 認証番号

1級ビオトープ計画管理士 _____

1級ビオトープ施工管理士 _____

固定電話 _____ 認証番号

2級ビオトープ計画管理士 _____

携帯電話 _____ 認証番号

2級ビオトープ施工管理士 _____

e-mail _____ 以下、該当するものを選択してください。(照合します)

(公財)日本生態系協会の個人会員 ※1

日本ビオトープ管理士会の正会員 ※2

所属先 _____ 上の2つにあたらぬ

証明書交付手数料の振込確認

この証明書交付請求書の作成にあたっては、予め、証明書交付手数料の振り込みを済ませておく必要があります。

振込の領収書・証明書

ここに証明書交付手数料を振り込んだ際の領収書・証明書の類を、のりで貼ってください。実物を会社の経理に提出しなければならない場合などには、実物ではなくコピーでも構いません。後日、銀行から通知される振込情報と照合します。

はがれ落ちないように、しっかりと貼ってください。貼る向きは、タテ・ヨコを問いません。また、必ずしも全面にのりを塗る必要はありません。サイズが合わず用紙からはみ出た場合は、はみ出た部分を折り畳んでください。

インターネットで振り込んだ場合は、「誰が」「いつ」「いくらのお金を」「どの口座に振り込んだのか」が分かる画面(詳細の照会ページ、振込後の通知メールなど)を印刷し、この用紙にホチキスでとめるなどして添付してください。ご本人の口座の残高が見えてしまう場合は、その部分を黒く塗り潰してください。

証明書交付手数料

- ・(公財)日本生態系協会の個人会員※1 500円
- ・日本ビオトープ管理士会の正会員※2 500円
- ・上の2つにあたらぬ方 1,000円

証明書交付手数料の振込先

ゆうちょ銀行 振替(旧郵便振替)

口座番号 00160-9-354685
加入者名 (公財)日本生態系協会 ビオトープ管理士係

他行からのゆうちょ銀行への振込

店 名 ○一九店
預金種目 当座預金
口座番号 0354685
口座名義 (公財)日本生態系協会 ビオトープ管理士係

※1 「エコネット会員」とは異なります。ご注意ください。 ※2 企業・団体会員を通じての正会員を含みます。

ビオトープ管理士継続教育 自己研鑽活動の形態・内容とポイント単位・上限値

ポイント
の取得と
登録申請

当協会が主催するものや、日本ビオトープ管理士会とその支部との共催の研修会など当協会が認定したものは、ポイント単位が一般とは異なるものがあります(特別認定ポイント)。対象となるものやそのポイント単価などの詳細は、ビオトープ管理士の公式サイト(<http://www.biotop-kanrishi.org>)でご確認ください。

形態	内 容		区分 番号	ポイント単位	上限値※	
参加学習型	講習会、講演会、現場見学会、自然観察会などへの参加または運営		1	1/時間	なし	
	企業内研修		2	1/時間	20/年度	
情報提供型	論文の口頭発表、ポスター発表		口頭発表	3	0.5/分	なし
			ポスター発表	4	2/発表	なし
	論文発表	査読あり	単独	5	30/編	なし
			連名・共著	6	20/編	なし
		査読なし	単独	7	10/編	なし
			連名・共著	8	5/編	なし
	技術図書、専門誌、雑誌などでの執筆		9	1/ページ	30/件	
	セミナー、研修会、講習会などの講師		10	6/時間	30/年度	
	観察会、自然体験イベントなどのリーダー		11	4/時間	20/年度	
	企業内研修会などの講師		12	4/時間	20/年度	
取材対応		13	2/時間	20/年度		
実務学習型	学会・協会・団体などによる表彰		14	20/件	なし	
	発注者による表彰		15	20/件	なし	
	社内での表彰		16	10/件	なし	
技術協力型	国際会議への参加	議長・委員長	17	20/会議	なし	
		幹事・委員	18	10/会議	なし	
	大学、研究機関における研究開発・技術業務への参加		19	10/時間	20/年度	
	論文などの査読		20	10/編	50/年度	
自己学習型	自己学習(学会・協会・団体の会報誌などによる学習)		21	10/冊	20/年度	
	資格の取得	国家資格	22	20/資格	20/年度	
		その他の資格(ビオトープ管理士を含む)	23	10/資格	20/年度	
	調査・研究(成果発表の有無を問わない)		24	5/件	20/年度	
社会貢献型	公的機関の委員会への出席	議長・委員長	25	20/会議	なし	
		幹事・委員	26	10/会議	なし	
	ビオトープづくりへの参加(業務外に限る)		27	2/時間	50/年度	
	環境管理作業への参加(業務外に限る)		28	2/時間	20/年度	

※「上限値」について補足です。たとえば区分番号9番の場合、1ページあたり1ポイント取得できますが、1件あたりの上限は30ポイントとなります。9番以外については、同じ区分番号で1年度内に取得できるポイントの合計の上限を示しています。なお、ポイント数が上限値を超えた場合、上限値までを有効とします。